

# 令和6年度 鳥取県会計年度任用職員（心と女性の相談員） 採用試験募集案内

◆鳥取県西部総合事務所県民福祉局地域福祉課 DV・ひきこもり担当◆  
〒683-0054 米子市糺町一丁目160（1号館1階）  
電話(0859)31-9303 <https://www.pref.tottori.lg.jp/seibu-kenminfukushi/>

## 1 受付期間・試験日時・試験会場・合格者発表日

受付期間	<p>令和6年1月22日（月）～令和6年2月2日（金）</p> <p>◎ 持参、郵送どちらでも申込みができます。</p> <p>◎ 郵送の場合は、令和6年2月2日（金）午後5時15分までに申込先に到着したもの（期限までに申込先に到着したことが確認できるもの）に限り受け付けます。</p> <p>◎ 持参による場合の受付時間 平日の午前8時30分～午後5時15分に地域福祉課（西部総合事務所1号館1階）で受け付けます。 （土・日曜日、祝祭日は、閉庁日のため受け付けておりません。）</p>
試験日時	<p>令和6年2月8日（木）午後1時30分から</p> <p>◎開場時刻 午後1時</p>
試験会場	<p>西部総合事務所事務所1号館2階 第4会議室 （米子市糺町一丁目160）</p>
試験結果 発表日	<p>令和6年2月13日（火）（予定）</p>

◆試験に関する変更等については電話連絡しますので連絡がつくようにお願いします。

## 2 募集職種・採用予定者数・職務内容・配属先

職 種	採 用 予定者数	職 務 内 容	配属先
会計年度任用職員 （心と女性の相談員）	1 名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DV、ひきこもり等、心の相談及び支援（現場における支援は補助業務に限る）に関する事</li> <li>・その他、心と女性の相談担当業務に関する事</li> </ul>	西部総合事務所 県民福祉局 地域福祉課

## 3 受験資格

- (1) 年齢、性別を問いません。
- (2) 必要な資格、免許等  
社会福祉法第19条第1項各号に規定する社会福祉主事の任用資格を有する者、又は女性・児童・家庭相談業務の経験を有する者
- (3) 地方公務員法第16条に該当する人（次のいずれかに該当する人）は受験できません。
  - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
  - ・鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
  - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
  - ・地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者
- (4) 日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人、又は令和6年3月31日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。  
また、日本国籍を有しない人は、公権力の行使に該当する業務（許認可事務、補助金等業務棟）には就くことができません。

#### 4 試験内容

試験種目	配点	内 容
作文試験	60点	800字以内（約50分） テーマ「女性や心の悩みに関する相談における支援者の役割」 ※相談内容により状況やニーズが異なりますが、支援者の立場であなたの考えをお聞かせください。
面接試験	135点	一般的な面接試験

#### 5 任用期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日（予定）

※従事業務が翌年度も継続された場合に限り、勤務成績その他の事情を踏まえ、採用された日から5年を超えない範囲内において任用が更新されることがあります。

#### 6 勤務条件（予定）

給 与	<p>○報酬 日額 9,570円 ※採用前の職務歴によっては加算される場合があります。 ※県一般職の給料月額の改定に準じて改定するため、任期途中で改定する場合があります。</p> <p>○期末勤勉手当 期末手当：報酬の月額相当額の2.16月（6月期：1.08月分、12月期：1.08月分） 勤勉手当：勤務成績に応じて支給 ※在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。 （例：令和6年4月1日採用の場合の割合 6月期：100分の30 12月期：100分の100） ※県一般職の期末勤勉手当の改定に準じて改定するため、任期途中で改定する場合があります。</p> <p>○費用弁償（通勤手当） 通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。 交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、通勤回数に応じた安価な方の額により、1月当たり55,000円を限度額として支給します。 自家用車等使用者は、使用距離に応じて、月額1,295円から40,557円までの範囲内で支給します。 ※制度改正があった場合は、それによります。</p>
福 利	健康保険（地方公務員共済）、厚生年金保険、雇用保険対象 ※加入要件を満たす場合に限りです。
休 暇	次に掲げる休暇を取得できます。 (1)年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇（最大1年間に10日）が付与されます。 (2)特別休暇等 公民権の行使、忌引、産前・産後（各8週）などの特別休暇等があります。 ※有給休暇と無給休暇があります。
勤務日及び 勤務時間	1ヵ月17日 午前8時30分から午後5時15分まで ※毎週土曜日・日曜日、国民の祝日及び年末年始（12/29～1/3）は、勤務を要しない日とします。ただし、業務の状況に応じて土曜日・日曜日、国民の祝日及び年末年始にも振替勤務を指示する場合があります。

任用の 期間	従業務が翌年度も継続された場合に限り、勤務成績その他の事情を踏まえ、翌年度も引き続き任用が更新されることがあります（再度の任用4回まで。最長で令和11年3月末まで。）
-----------	-------------------------------------------------------------------------------------

## 7 受験申込手続

提出書類等	採用試験申込書 1部 ※申込書に顔写真を貼付すること。
申込み先	鳥取県西部総合事務所県民福祉局地域福祉課 〒683-0054 米子市鞆町一丁目160（1号館1階） 電話(0859)31-9303 担当 高塚（たかつか）
申込書及び受験票の記載方法	1 記載事項に不正があると受験が無効となる場合があります。 2 ※の欄を除くすべての欄にもれなく正確に記入してください。
注意事項等	◎封筒の表に赤字で「県会計年度任用職員受験」と記入してください。 ◎受験票は交付しません。郵送の方には、受験番号は電話でお伝えします。 ◎万が一未着等の事故が発生しても、受付期間内に到着しない場合は、理由の如何を問わず受理しません。 ◎提出書類等は返却しませんので、あらかじめご承知ください。 ◎車イス等で来場される方は、会場準備の都合がありますので、申込み時にお知らせください。

## 8 合格者の決定方法

作文試験、面接試験の得点を合計した得点の高い順に決定します。  
ただし、それぞれの得点が一定の基準に満たない場合は、合計得点にかかわらず不合格とします。

## 9 合格者の発表

試験結果は受験者全員に文書で通知します。

## 10 試験結果の開示

この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第14条第1項の規定により、指定された窓口で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人（ただし、受験者本人が未成年の場合は法定代理人も可）が直接開示場所へおいでください。

その際、運転免許証、学生証等写真により受験者本人が確認できるものを持参してください。

また、合格者への通知とは別に希望者には郵送により試験結果を通知しますので、通知を希望される方は、試験当日に84円切手を貼った宛先明記の通知用封筒〔定型長3（23cm×12cm）〕を持参してください。

開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人又は法定代理人	試験の可否、総合得点、順位及び試験種目ごとの得点（不合格者の場合は、試験種目ごとの判定を含む。）	合格発表日から1ヵ月	鳥取県西部総合事務所 県民福祉局地域福祉課

## 11 試験に関する注意事項

- 試験当日は、試験開始時刻までに必ず試験会場に来場し、受付を終えてください。（遅刻者は原則受験できません。）
- 受験の際は、筆記具を持参してください。
- 庁舎敷地内は禁煙です。
- 駐車場には限りがあります。満車の場合は近隣の有料駐車場をご利用ください。
- 新型コロナウイルス感染症対策のため、会場へはマスク着用の上、お越しください。  
また、発熱等体調がすぐれない場合は来庁をご遠慮ください。

## 12 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、合格決定通知書の発送及び採用手続、配属先の決定以外には利用しません。

13 試験会場地図

